

小児保健医療センター基本計画（最終案）について

1 厚生・産業常任委員会（2月9日）での主な意見

- ・ ハード面も道筋が見え、小児保健医療センターと総合病院が、同じ敷地内で協働して、よりよい病院を目指してやっていくことが分かった。
- ・ 老朽化、狭隘化は大きな課題であり、整備されるまでの間、必要な対応はしてほしい。
- ・ 総合病院との関係について、一体ではないということである。
- ・ 小児救急において果たす役割についての視点がない。
- ・ 病院本体の整備費が約84億円であり、療育部や守山養護学校の計画も明確になってから進めるべきである。
- ・ 他の病院や県立の他の養護施設にも患者はいるが、どう連携するか考え方を示すべきである。
- ・ 療育部、守山養護学校と一体で整備するとのことであるが、今後どう進めるのか。

2 平成29年度第3回滋賀県立病院経営協議会（2月15日）での主な意見

- ・ 小児保健医療センターは全県型の特化した医療を担っており、総合病院との連携により、限られた資源を有効に活用するというあるべき方向に進んでいると思う。
- ・ 設備投資に見合うだけの活用ができるよう、医師の確保など人材の面からも取り組んでいただきたい。
- ・ 小児保健医療センターの役割として、社会的な要請への対応を踏まえた内容になっており、委託の一元化等が示されているが、全体として収支計画が絵に描いた餅にならないようしっかり取り組んでいただきたい。
- ・ 建築にあたっては、「高品質で適正価格」という考え方で取り組むべきである。

3 小児保健医療センター基本計画（最終案）の主な修正点

- ・ 第2章 基本構想を踏まえた整備方針 1 機能再構築の具体化策（P30）
（4）地域連携機能の強化（在宅療養の推進）の2点目を下記の一文に修正
「地域の病院や医師会等との連携を強化するとともに、医療・福祉・教育・行政の各機関への技術支援、病院での研修会の実施など、全県的な在宅療養推進への支援を強化する。」
- ・ 第8章 建設整備計画 4 建築方針（P55）
（2）建築方針に下記の一文を追加
「なお、必要な建物・設備の機能を確保しつつ、高品質かつ適正な価格での施設整備に取り組む。」